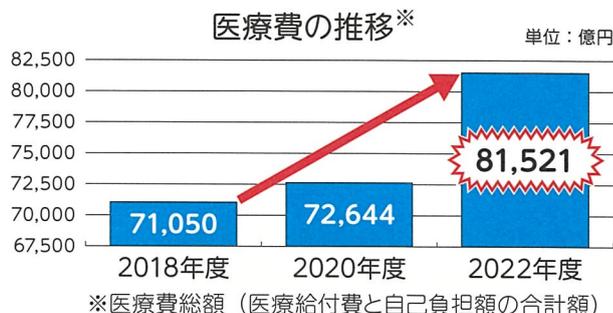




上手な医療のかかり方

医療費は年々右肩上がり

高齢化が進む中、今後も医療費の増加が見込まれます。次の世代へ、医療保険制度を繋いでいくために、できることから始めていきましょう!!



はしご受診をやめて「かかりつけ医」を持ちましょう

〇次々とお医者さんを変えると、初診料がその都度かかる、大病院では特別料金上乗せ等のデメリットが生じます。

同じお医者さんに診てもらうことで、病歴・体質等に基づいた治療を受けることができます。まずは身近な「かかりつけ医」に診てもらい、必要に応じて大病院を紹介してもらいましょう。また、かかりつけ薬局を持っていれば、お薬を一元管理してもらえるため、複数の病院にかかっているお薬の副作用や飲み合わせを確認してもらえるため安心です。



※「はしご受診」とは、同じ病気やケガで複数の医療機関を受診すること

＼軽い不調の時は／

スイッチOTCを活用しましょう

〇「スイッチOTC」とは
医師から処方される医療用医薬品のうち、副作用が少なく安全性の高い市販薬に転用したもの



※症状が治まらない場合等は医療機関を受診しましょう

【セルフメディケーション税制】

スイッチOTC医薬品の購入金額が、生計を同じくする家族分を合計して年間12,000円を超えた場合に確定申告をすると、**所得控除を受ける**ことができます。

詳しくはこちら↓

セルフメディケーション
税 控除 対象



健康診断を受診しましょう

〇健康診断は、健康状態を知る第一歩です。健康診断で病気の早期発見に努めましょう

健康診断を毎年受診することで、身体の状態をチェックすることができます。健診は受診したら終わりではなく、健診結果を確認し異常があった場合は、必ず医療機関を受診しましょう。



労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施している事業主さまへ

定期健診の結果データをご提供ください!

協会けんぽでは、「健康保険法」「高齢者の医療の確保に関する法律」により、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施した事業所さまへ健診結果の提供をお願いしています。ご理解・ご協力をお願いいたします。



提供の対象となるかた

- ・ 協会けんぽにご加入の方
- ・ 事業所が実施した定期健診を受けた方

※協会けんぽの生活習慣病予防健診受診者を除きます

健診結果を提供いただくと
特定保健指導(健康相談)が
無料でできるよ!

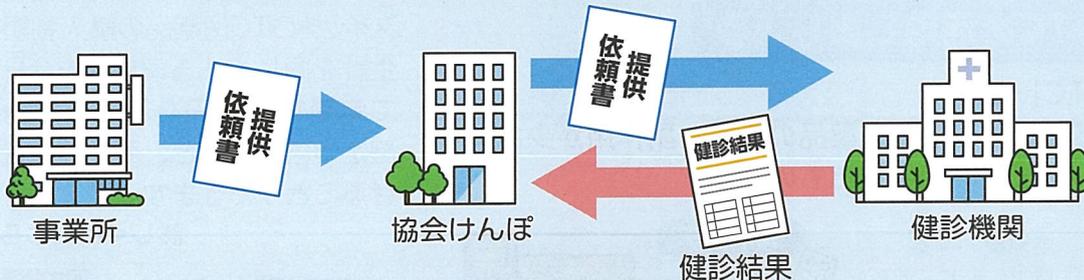


提供方法 (2パターン)

① 協会けんぽに「提供依頼書」を提出する

受診した健診機関が一覧に掲載されている場合は、「提供依頼書」を協会けんぽにご提出していただくことにより、健診機関が協会けんぽへデータ提供を行います。

そのため、事業所様の事務負担はありません。



健診機関一覧



提供依頼書

② 協会けんぽへ健診結果を直接提出する

事業所さまで管理されている健診結果票の写しに、受診者ご本人の「問診項目質問票」を添付し、協会けんぽへ郵送で提供をしてください。



問診項目質問票

送
付
先

〒960-8546
福島市栄町6-6
福島セントランドビル8F
全国健康保険協会 福島支部
保健グループ



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

保健グループ TEL: 024-523-3919